

(目的)

第1条 この告示は、介護保険法(平成9年法律第123号)第115条の45第1項第2号に規定する地域支援事業における一般介護予防事業として、飛騨市介護サポーター制度(以下「介護サポーター制度」という。)を実施し、高齢者等が介護支援ボランティア活動(以下「介護サポーター活動」という。)を通じて地域貢献することを奨励及び支援することにより、介護サポーター活動を行う高齢者等(以下「介護サポーター」という。)自身の社会参加活動を通じた介護予防を図り、もって生き生きとした地域社会づくりを推進することを目的とする。

(基本方針)

第2条 介護サポーター制度は、介護サポーターのボランティア精神を尊重し、地域において介護サポーター自らの介護予防及び健康増進を図ることができるよう配慮する。

2 介護サポーター制度の運営に当たっては、次の効果を上げられるよう努めるものとする。

- (1) 市民の主体的な地域の支え合いの意識が高まること。
- (2) 社会活動に参加する元気な高齢者が増加すること。
- (3) 要介護高齢者等に対する高齢者ボランティア活動に関心が高まること。
- (4) 健康寿命の延伸が図られ、介護給付費等の抑制につながること。

(制度の内容)

第3条 介護サポーター制度は、介護サポーターが行った活動の実績に基づき評価ポイントを付与し、当該介護サポーターの申出により、当該評価ポイントに応じた介護サポーター活動評価ポイント転換交付金(以下「転換交付金」という。)を交付するものとする。

(対象となる活動)

第3条の2 評価ポイントを付与する介護サポーター活動は、次に掲げる活動とする。

(1) 第8条に規定する介護サポーター活動を受け入れる機関(以下「受入機関」という。)において行う次の活動

- ア レクリエーション等の指導、参加及び支援
- イ お茶出しや食堂内の配膳、片付けなどの補助
- ウ 散歩、外出、館内移動の補助
- エ 施設及び事業所の催事に関する手伝い
- オ 入所者、利用者の話し相手
- カ 受入機関の職員と共に行う軽微かつ補助的な作業
- キ 介護技術の習得又はボランティア活動への参加促進を目的とした研修への参加
- ク その他市長が認める活動

(2) 通院、買物等日常生活において交通手段の確保が困難な高齢者等への送迎支援活動(以下「ボランティア送迎」という。)

(対象者)

第4条 介護サポーター制度の対象者となる高齢者は、飛騨市における介護保険第1号被保険者及び第2号被保険者とする。

2 前項に規定する対象者のうちボランティア送迎の対象となる者は、次に掲げる条件を満たす者とする。

- (1) 40歳以上満75歳未満の者
- (2) 普通自動車免許を取得し、10年以上の運転歴があること。
- (3) 過去3年間に交通違反による免許停止等の処分を受けていないこと。
- (4) 自己所有の自家用自動車による送迎が可能な者
- (5) 任意の自動車損害保険への加入等送迎の安全及び利用者保護の措置が講じられていること。

(管理機関)

第5条 介護サポーター制度の業務を統括して管理及び運営する組織(以下「管理機関」という。)は、社会福祉法人飛騨市社会福祉協議会とする。

2 市長は、当該管理業務を社会福祉法人飛騨市社会福祉協議会に委託するものとする。

(管理機関の所掌業務)

第6条 管理機関が行う業務は、次の各号に掲げる事項とする。

- (1) 介護サポーターの登録及び介護サポーター手帳(以下「手帳」という。)の交付に関すること。
- (2) ボランティア送迎利用者の登録及び介護サポーターとのマッチング
- (3) 介護サポーターの活動に関する評価ポイントの付与及び管理に関すること。
- (4) 転換交付金に要する資金管理及び転換交付金の交付に関すること。
- (5) 介護サポーターの研修に関すること。
- (6) その他市長が特に必要と認めること。

(介護サポーターの登録等)

第7条 介護サポーターの登録をしようとする者は、管理機関に介護サポーター登録申請書を提出しなければならない。

2 介護サポーターがボランティア送迎を行う場合は、前項に規定するもののほか、管理機関に送迎活動者登録申請書を提出しなければならない。この場合において、介護サポーターはボランティア送迎として支援する者(2親等以内の親族を除く。)を管理機関に届け出るものとする。

3 管理機関は、前2項に規定する申請の審査をし、介護サポーターの活動に適していると決定した者を介護サポーターとして介護サポーター登録台帳(以下「登録台帳」という。)に登録するとともに、手帳を交付するものとする。

4 前項に規定する手帳は、毎年更新する。

5 管理機関は、介護サポーターが次の各号のいずれかに該当するときは登録を取り消すものとする。

- (1) 当該介護サポーターが登録取消しを申し出たとき。
- (2) 飛騨市の介護保険第1号被保険者又は第2号被保険者の資格を喪失したとき。
- (3) ボランティア送迎活動登録者の条件を満たさなくなったとき。
- (4) その他登録を取り消すべき理由があると市長が認めたとき。

(受入機関の指定)

第8条 受入機関は、市内で事業を実施する福祉関係その他第3条の2第1号に規定する活動を行う事業所とする。

2 受入機関は、介護サポーター活動の対象となる事業及び活動内容について、介護サポーター制度対象施設指定申請書(様式第1号)により、市長に申請しなければならない。

3 市長は、前項の規定による申請があったときは、指定の可否を決定するとともに、介護サポーター制度対象施設指定・却下決定通知書(様式第2号)により、受入機関に通知するものとする。

4 市長は、既に指定した受入機関についてその指定を取り消すときは、介護サポーター制度対象施設指定取消決定通知書(様式第3号)により通知するものとする。

(活動実績の記録)

第9条 受入機関は、介護サポーターの活動時間に応じて、活動実績スタンプ(以下「スタンプ」という。)を手帳に押印するものとする。

2 前項により押印するスタンプの数は、活動時間概ね1時間につき1個とする。ただし、当該介護サポーターが1日において2時間以上活動を行ったとき又は2か所以上の受入機関で行った場合は、1日につき2個を限度とする。

(送迎利用対象者)

第10条 ボランティア送迎の利用対象者は、市内に住所を有する者であって、次の条件に該当するものとする。

- (1) 普通自動車免許を保有しておらず、外出時の交通手段の確保が困難な者
- (2) 介助の必要がなく車両への乗降が可能な者

(送迎利用申請)

第10条の2 ボランティア送迎を利用する者(以下「利用者」という。)は、管理機関に送迎利用者登録申請書を提出しなければならない。この場合において、利用者は送迎の支援を依頼する介護サポーター(2親等以内の親族を除く。)を管理機関に届け出るものとする。

(送迎利用手続及び記録)

第10条の3 利用者は、前条の届出をした介護サポーターに直接連絡をとり、ボランティア送迎を依頼するものとする。

2 利用者がボランティア送迎を利用した場合は、手帳に利用日、送迎先、利用者氏名を記入(以下「サイン」という。)するものとする。

3 前項に規定するサインは、送迎の距離が5キロメートル以上あった場合に行うものとする。ただし、当該介護サポーターが1日において自宅までの送迎を2回以上行った場合は、1日につき2回を限度とする。

(評価ポイントの付与)

第11条 管理機関は、介護サポーターの手帳に1月から12月までの間に押印されたスタンプ及びサインの数に応じて、別表に定める評価ポイントを付与する。

2 管理機関は、前項の規定によりポイントの付与を行ったときは、当該介護サポーターの手帳に評価ポイントを記入するとともに、登録台帳に登載する。

3 スタンプ、サイン及び評価ポイントは、第三者へ譲渡することはできない。

4 手帳を紛失した際は、評価ポイントは消滅する。

(評価ポイントの交換及び転換交付金の交付)

第12条 介護サポーターは、評価ポイントを活用して転換交付金の交付を受けようとするときは、評価ポイントを付与された日の属する年の翌年の3月末日までに、介護サポーター評価ポイント活用申出書に評価ポイントが記入された手帳を添えて管理機関に提出しなければならない。

2 当該介護サポーターに、前年度までの介護保険料に未納又は滞納があるときは、転換交付金は交付しないものとする。

3 管理機関は、第1項の申出があった場合において、当該介護サポーターの介護保険料に係る未納又は滞納の確認を飛騨市に依頼するものとする。

4 市長は、前項の依頼があった場合において、当該介護サポーターの介護保険料に係る未納又は滞納の確認を行い、介護サポーター活動評価ポイント活用申出伝達書(様式第4号)により管理機関へ伝達するものとする。

5 管理機関は、当該介護サポーターに介護保険料の未納又は滞納がないと確認できたときは、年間10,000円を限度として転換交付金の交付を決定し、介護サポーター活動評価ポイント転換交付金交付決定通知書により当該介護サポーターに通知するものとする。

6 転換交付金の交付は、管理機関が認めた商工団体等が発行する商品券で行うものとし、その額は、別表のとおりとする。

(様式等)

第13条 次に掲げる様式、スタンプについては、管理機関が別に定める。

(1) 介護サポーター登録申請書

(2) ボランティア送迎活動者登録申請書

(3) ボランティア送迎利用者登録申請書

(4) 介護サポーター手帳

(5) 介護サポーター活動評価ポイント活用申出書

(6) 介護サポーター活動評価ポイント転換交付金交付決定通知書

(個人情報保護)

第14条 介護サポーターは、介護サポーター活動により知り得た個人情報を漏らし、又は不当な目的で使用してはならない。また、その活動を退いた後も同様とする。

(補則)

第15条 この告示に規定するもののほか、介護サポーター制度の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成27年4月1日から施行する。

附 則(令和元年9月26日告示第87号)

(施行期日)

1 この告示は、令和元年9月26日から施行する。ただし、第12条第5項及び別表の改正規定は、令和2年1月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示による改正後の飛騨市介護サポーター制度実施要綱第12条第5項及び別表の規定は、施行の日以後に行われる評価ポイントの付与から適用し、同日前に行われた評価ポイントの付与については、なお従前の例による。

附 則(令和3年3月22日告示第99号)

この告示は、令和3年4月1日から施行する。

附 則(令和5年3月8日告示第62号)

この告示は、令和5年4月1日から施行する。

別表(第11条、第12条関係)

活動実績(スタンプ数)	評価ポイント	転換交付金(商品券)
1個から4個まで	0ポイント	—
5個から9個まで	5ポイント	500円
10個から14個まで	10ポイント	1,000円
15個から19個まで	15ポイント	1,500円
20個から24個まで	20ポイント	2,000円
25個から29個まで	25ポイント	2,500円
30個から34個まで	30ポイント	3,000円
35個から39個まで	35ポイント	3,500円
40個から44個まで	40ポイント	4,000円
45個から49個まで	45ポイント	4,500円
50個から54個まで	50ポイント	5,000円
55個から59個まで	55ポイント	5,500円
60個から64個まで	60ポイント	6,000円
65個から69個まで	65ポイント	6,500円
70個から74個まで	70ポイント	7,000円
75個から79個まで	75ポイント	7,500円
80個から84個まで	80ポイント	8,000円
85個から89個まで	85ポイント	8,500円
90個から94個まで	90ポイント	9,000円
95個から99個まで	95ポイント	9,500円
100個以上	100ポイント	10,000円